

クライアント・アラート：イラクの新しい商事代理法と 多国籍企業への影響

執筆者：アハメド・アルジャナビ、クリストファー・ガンソン、スティーブンJ・ハドソン、オマール・アクラウイ

イラクにて新しい商事代理法が制定されたことにより、イラク国民が完全所有する事業は新たな保護を受けることになった。新法がどのように施行されるか不明であるが、規定に従えば、イラクにおける既存の輸入事業に対する外国からの投資に障壁が生じたり、また販売代理店、ディーラー、フランチャイズ、代理店を通じてイラクに製品を供給する外国企業は契約の自由が制限されるおそれがある。

イラク旧商事代理法

イラクは多くのアラブ諸国の法整備に倣って、2000年法第51号にて最初の商事代理法（以下「旧法」という。）を制定した。旧法は、既存の民法や商法を補完し、イラクの事業がイラクに輸入販売される外国商品およびサービスの商事代理店として登録できるような法体制が敷かれた。

なお、旧法は、登録代理店に独占権を付与していなかったが、イラク貿易省が既存の登録代理店を理由に、新規の代理店の登録を許可しなかった事例を当事務所は把握している。

旧法は厳密に施行されることはなかった。フセイン政権末期に制定された後、イラク戦争を経て現在にいたるまで、実務上、輸入業務の許可を有している限り、いかなるイラク事業も商品とサービスを輸入することができた。

2017年新商事代理法

イラク国会は2017年8月に新商事代理法を承認した。その後2017年11月1日に大統領が承認をし、2017年11月13日に官報にて発行され、2017年法第79号として制定された（以下「新法」という。）。新法は、官報の日付をもって有効となり、旧法は廃止となるが、事業が新法を遵守するまで一年間の猶予が与えられている。

改正による主な変更点の概要は以下のとおりである。

2017年12月6日

- 取引の対象となる商品は登録代理店のみを通じて輸入されなければならない。（第13条）
- 外国委託者は、「正当な理由」がない限りは、商事代理店との契約を解約または更新拒絶することができない。（第20条）
- 商事代理店の登録は毎年更新しなければならない。
- 新法の「商事代理店」の定義は旧法よりも拡大され、代理店関係の他、販売代理店やフランチャイズ関係も対象となる。
- 旧法における一事業当たりの商事代理関係は最大3つまでという制限が撤廃された。
- 公共セクターが商事代理店と取引することの禁止が撤廃された。

第13条および第20条における変更は、イラクにて操業している事業に対して大きな影響を及ぼす可能性があり、詳細につき以下に説明する。

イラクにおける外資輸入業者に対する制限（第13条）

第13条には（貿易省の傘下にある）国際見本市公社および（財務省の傘下にある）税関当局が、商事代理店から輸入されていない限り、取引対象となる商品の輸入を禁じることを強化する規定が含まれている。

もし規定通りに適用される場合、かかる条文は、イラクへの商品輸入は登録商事代理店を通じてのみ許可されることを意味する。従って、登録商事代理店はイラク国民またはイラク国民が完全所有している会社でなければならない為、現在イラクへ商品やサービスを輸入している、非イラク国民の株主がいる既存のイラクの会社はその事業形態を再構築せざるを得ない可能性がある。

商事代理店の解約や更新拒絶に対する保護（第20条）

新法第20条は、委託者に「正当な理由（重大な理由）」がない限り、商事代理店の解約や更新拒絶ができないよう保護措置を導入している。どのような理由が当該基準を満たすのか何ら指針がなく、重大な理由なくして解約した場合には、解約された代理店から損害賠償請求を申し立てられるのか、または解約が無効となるのか明確ではない。

かかる保護は、新法の対象となる全ての新規および既存の契約に適用されるものと予想される。更に、販売代理店、ディーラー、フランチャイズ契約など以前は商事代理店契約の対象外であった契約を含む、有効な代理店契約を現在外国委託者と締結しているイラクの会社も登録が可能となり、このような法的保護の恩恵を受けるようになる可能性がある。

クルディスタン自治区

新法はエルビルにあるクルド人自治区国会により現在検討されていないため、クルド人自治区が管理する領域内の商事代理店関係については、適用されない。同地区における商事代理

2017年12月6日

店関係は引き続き以前の法体制に従う。それは厳密に言えば旧法の対象範囲であるが、実務的には民法と商法の適用を受ける。

次のステップ

商品やサービスの輸入販売を行うイラク連邦の会社へ投資している外国投資家は、その事業に新法が及ぼす影響を理解する必要がある。

イラクに商品やサービスを販売する会社は、既存のディーラー、販売代理店、フランチャイズおよび代理店との契約を見直し、どのような変更が必要か検討するべきである。

事業が新法を遵守するために1年の猶予があり、イラク政府の様々な機関がどのように法律を施行するのか不確定な要素が多いため、事業が実務上どのように新法が適用されるのかを評価する時間はある。

当事務所のクライアント様よりご要望がございましたら、新法の英訳を提供することができます。

If you would like more information about this topic then please contact us.
本題について更なる情報が必要でしたら、以下にお問い合わせください。

アハメド・アルジャナビ
(Ahmed Al-Janabi)
パートナー
バグダッド／バスラオフィス
aj@amereller.com

クリストファー・ガンソン
(Christopher Gunson)
パートナー
ドバイオフィス
gunson@amereller.com

スティーヴン J・ハドソン
(Stephen J. Hodgson)
オブ・カウンセル
ドバイオフィス
sh@amereller.com

オマール・アクラウィ
(Omar Aqrawi)
シニア・アソシエイト
エルビルオフィス
omar@amereller.com

BAGHDAD | MENA Associates in association with Amereller | Kawakeb Building (opposite Rabat Hall) | Maghreb Street | Baghdad | Iraq | t: +964 743 530 1761

BASRA | MENA Associates in association with Amereller | Sayid Ameen Street | Bradeya | Basra | Iraq
t: +964 780 000 8383 | t: +1 801 839 2403

DUBAI | Amereller Legal Consultants | One at Business Bay, 14th Floor | P.O. Box 97706 | Business Bay | Dubai | UAE
t: +971 4 332 9686

ERBIL | MENA Associates in association with Amereller | Gulan Street English Village House No. 56 | Erbil | Kurdistan Region of Iraq | t: +964.750.346.0444

※本資料は、情報提供のみを目的としており、法的アドバイスを提供するものではありません。本資料の情報のみに依拠して行動せず、弁護士にご相談ください。なお、本資料は、特定の職務行為に関する規則に基づいて、広告とみなされることがあります。

Copyright © 2018